

教高第624号  
教特第236号  
教体第584号  
教文第1040号

令和3年(2021年)7月28日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び  
教職員への指導の徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が増加しており、県立学校においても、感染者が発生している状況にあります。また、県のリスクレベルは令和3年(2021年)7月28日に「レベル5 厳戒警報」へ引き上げられました。

各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。特に、夏季休業中の学校がほとんどであり、自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導することが必要です。

つきましては、引き続き、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6)2021.5.28一部修正」のレベル2に基づく感染症対策の徹底をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

#### 記

- 1 学校の感染状況に応じて、臨時休業、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施する場合は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)、(2)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
  - (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス(授業計画)を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、ICT機器等を活用した学習などの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行うこと。その際、令和2年(2020年)9月16日付け教高第735号「新型コロナウイルス感染症対策における学習支援事例集」も参照すること。
  - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討すること。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル4以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
- 6 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 7 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 8 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
- 9 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル2対応）」を参照のこと。）
- 10 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 11 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 12 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 13 寮（寄宿舎）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
  - (1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP76～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

- (2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に  
行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートル  
を目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とな  
らないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半  
数以下を目安とする。
- 14 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童  
生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者  
の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿  
泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会(高校教育課及び特別支援教育課)と  
事前に協議すること。
- 15 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重  
に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、  
実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応す  
ること。
- 16 応募前職場見学及びオープンキャンパスへの参加については、万全の感染防止対策を  
講じるとともに、以下の項目を徹底すること。
- (1) 応募前職場見学への参加は、採用選考の対象とならないことを生徒および保護者へ  
周知を図ること。
- (2) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、慎重に判断すること。
- (3) 発熱等の風邪症状がある場合は参加しないこと。
- (4) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (5) 県外への参加については、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康  
観察に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を促すこと。
- 17 部活動については、連続した練習時間はできる限り短くするとともに、屋内施設にお  
いては、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛  
沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。さらに、特にリスクの高い「生  
徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は一時的に控えるな  
ど、適切に対応すること。
- 併せて、県外では一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われ  
るクラスターが発生している。特に夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催され  
るほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられ  
ることから、警戒度を一層高め、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底する  
こと。
- なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。
- (1) 対外活動の可否について
- ア 練習試合等(他校との交流活動を含む。)は、県内のみ実施可とする。また、県外か  
らの練習試合等の受け入れも当面禁止する。ただし、既に県教育委員会に実施届を提出  
している県外での練習試合等については、感染防止対策を徹底したうえで実施できる  
が、可能な限り延期や日程の短縮など見直しの検討を必ず行うこと。
- イ 大会は、参加可とする。ただし、県外での大会は公式大会に限り参加可とする。
- ウ 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施とし、長期日程とならない計  
画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。
- エ 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部  
活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合

の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
- (ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。(運動部のみ)
- (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。
- (オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

- (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- (ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
- (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実にするなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 石村、米村、大塚、新生  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
文化課 後藤、村上  
096-333-2704